

紫波町障害福祉プランに係る意見公募の結果

1 意見公募の実施状況

- (1) 募集期間 平成27年2月2日(月)～平成27年2月25日(水)
 (2) 意見提出 4人の方から複数の意見をいただきました。

2 計画反映等の区分

区分	内容
A	質問・意見の内容を一部又は全部反映し、計画案を修正したもの
B	意見と計画案の趣旨が同一で、修正を要しないもの
C	施策の実施において参考とするもの
D	国の方針等により対応が困難と思われるもの
E	その他のもの

3 反映等の件数

区分	A	B	C	D	E	計
件数	2	5	1	1	1	10

4 意見等及び町の考え方

No.	関連箇所	提出意見の概要	回答	区分
1	P38 <紫波町で委託している相談支援事業者>	相談支援事業所の欄に紫波さぷりと百万石が入っていません。	P38に掲載しております相談支援事業所は、障害者の社会生活及び日常生活を総合的に支援するための法律第77条に基づく相談支援事業として、紫波町が委託しております相談支援事業所を掲載しております。	E
2	第4章第5節 障害児を支援する障害福祉サービス見込み量設定	児童発達支援について、利用可能な事業所名を掲載した方がよいのではないのでしょうか。保護者の間では、どこに入れたらよいかわからないという声が上がっています。	第4章第5節「障害児を支援する障害福祉サービス見込み量の設定」で主な利用事業所名を掲載いたします。また、保護者の方が選びやすいような案内パンフレットを今後検討していきます。	A
3	P34<日中活動系サービス(通所分)の利用事業所名	利用事業所名の欄で掲載されていない事業所があるので掲載してほしい	事業所名を確認したうえで掲載いたします。	A
4	第2章第3節知的障害者(児)の状況	知的障害者の犯罪防止と再犯を防止する観点から、療育手帳の普及に努めてはどうでしょうか。	知的障害者の犯罪防止については、現在、紫波町では実態を把握しておりません。今後、実態把握が可能かどうかを含めて検討していきます。	C
5	第4章第1節 自立を支援していく数値目標の設定	精神障害のある方の親御さん方は、自分が高齢になり死んだとき残された子はどうなるかという不安が常に付きまとっています。また、施設に通っている方の給料はとて少なく、年金を合わせても自立して生活することは困難です。こういった背景を重視して、施設入所などの支援に力を入れていただきたいです。	知的障害者や精神障害のある方の親御さんが自分に何かあったとき子どもがどうなるかといった不安を常に持っていることは承知しております。国の指針により施設入所者数を増やすことは困難ですが、グループホームや地域での支援を充実させることにより、親御さんの不安を解消していきたいと考えております。	D

No.	関連箇所	提出意見の概要	回答	区分
6	第4章第1節 自立を支援していく数値目標の設定	高齢者社会に突入している現在、紫波町にも若くして認知症や脳梗塞の患った方のためのデイサービスのよ うな施設がほしいです。	若くして認知症や脳梗塞を患った方は、特定疾病であれば、介護保険の適用となり、介護保険による支援を行っていくこととなります。また本計画案の第3章、第2節、第2項の(2)「ライフステージにおける支援」により、それぞれに年齢にあった支援をするため、各分野における関係機関と連携を図ってまいります。	B
7	第1章第1節第3項 雇用の拡大と就労支援	P18の就労支援・雇用について、商工会の理解を得て、地元の雇用先を開拓してはどうでしょうか。また、福祉作業所に協力し、製品の購入推進や販売場所の提供等、町内での活動を広げてはいかがでしょうか。	就労支援・雇用にかかる具体策につきましては、今後検討してすすめてまいりたいと思います。福祉作業所での製品購入については、町内事業所での製品購入を実施しており、また紫波町役場内での町内外の事業所による販売場所提供を行っており、今後も拡充できるようすすめてまいります。	B
8	第3章第3節第2項 社会参加の促進	P25の人材育成について、「ゲートキーパー」という言葉はよく使うのでしょうか。この言葉は自殺防止対策で出てくる印象です。「傾聴者」「傾聴」という言葉はどうでしょうか。	「ゲートキーパー」という言葉は自殺防止対策という観点から生まれた言葉で、啓発活動により普及しつつあります。ゲートキーパーは「気づき」「傾聴」「つなぎ」「見守り」という役割を担う人材が求められることをご理解願います。	B
9	第3章第3節第1項 理解進める啓発や広報活動	P24の相談窓口について、「紫波町自立支援協議会」という組織はあるのでしょうか。町の自立支援協議会、あるいは基幹相談支援センターの組織作りで町内のネットワークを固めていくというのはいかがでしょうか。	紫波町では自立支援協議会は設置しておりません。第4章、第3節、地域生活支援事業の見込量でお示ししているとおり、平成28年度には基幹相談支援センター設置を見込んでおり、地域の実情に見合った支援、関係機関との連携強化を図ってまいります。	B
10	第3章第1節第2項 保健や医療へつなぐ仕組みを創ります	発達障がいのある生徒が、希望の進路にすすめない、学校も障がいの理解が少ないといった現状があります。障がいが起こる原因予防、発見、支援と早めの対策をとるためにも組織作りをしっかりとっておかなければならないと思います。また、保護者、教育の場、地域で理解が少しでも多くなるよう努めるのも必要だと思います。	第3章、第1節、第2項の(1)「早期の対応と関係機関との連携」では、保健機関と連携し、早期発見・早期治療につなげてまいります。また、啓発や広報にて、障害への理解を浸透させていきます。	B